

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和7年3月14日

報告事項件名

頁

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | あだち出産・子育て応援事業の令和7年度主な変更点について・・・・・・・・・・ | 2 |
|---|--|---|

(衛 生 部)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和7年3月14日

件 名	あだち出産・子育て応援事業の令和7年度主な変更点について
所管部課名	衛生部保健予防課
内 容	「子ども・子育て支援法」の改正により、国は令和7年度から現金支給を基本とする「妊婦のための支援給付」を創設した。ついては、令和7年度から実施する「あだち出産・子育て応援事業」の主な変更点等を報告する。 1 主な変更点 (1) 「あだち出産・子育て応援事業」支給方法の変更 「スマイルママ面接」5万円 及び「こんにちは赤ちゃん訪問」5万円 (現) <u>ギフト方式</u> (東京都広域連携) ↓ (新) <u>現金支給</u> (口座振込) (2) 国と東京都による妊娠時から1歳までの支給金額 (第1子の場合) を5万円増 (現) <u>22万円</u> (妊娠時6万円 + <u>出産時10万円</u> + 1歳時6万円) ↓ (新) <u>27万円</u> (妊娠時6万円 + <u>出産時15万円</u> + 1歳時6万円) ※ 東京都が出産時に5万円を上乗せ ○ 参 照 ① <u>別紙1</u> 『「あだち出産・子育て応援事業」と「伴走型相談支援事業」の変更点について』 ② <u>別紙2</u> 『「子ども・子育て支援法」改正による「あだち出産・子育て応援事業スキーム」について』 2 実施日時 令和7年4月1日 3 問題点・今後の方針 (1) 当初、特別区では、東京都に対し、「子どものために用途の限定が可能な電子マネーで支給できる事業を新設すること」を要望していた。 しかし、東京都が電子マネーの導入を見送り、今まで区から送っていたギフト支給を都独自事業とした。 区は、国の方針に従って現金支給とすることとし、その金額(430,000千円、4,300人分)について、年度当初に科目を

	「委託料」から「扶助費」に流用して実施する。 (2) 現行の「あだち出産応援ギフト」(妊娠分)の申請が、3月31日をもって終了することから、3月3日から制度の変更を周知する。 (3) 東京都のギフト支給分とあわせてホームページなどで案内していく。
--	--

「あだち出産・子育て応援事業」と「伴走型相談支援事業」の変更点について

別紙1

1 「あだち出産・子育て応援事業」の変更点

	項 目	現行制度（令和5・6年度）	改正後（令和7年度～）
区 (国)	名 称（区）	あだち出産・子育て応援ギフト	あだち出産・子育て応援給付金（妊婦のための支援給付） 【別紙2 変更①・②】
	国の名称と根拠	出産・子育て応援交付金（国の補助事業）	妊婦のための支援給付（子ども・子育て支援法）創設
	支 給 方 法	ギフト方式（東京都広域連携）	現金（口座振込）
	金 額	10万円分（妊娠5万円分・出産後5万円分）	10万円（妊娠5万円・出産後5万円）
	補 助 率	【国】2／3 【都】1／3 【区】負担割合なし （本来、都1／6・区1／6を都よる継ぎ足し補助）	【国】10／10 子ども・子育て支援納付金を活用
東 京 都	東京都補助事業	出産後分には5万円分を上乗せし、区からギフト 方式で支給（令和7年3月31日で終了）	出産後分の上乗せを廃止 東京都が直接受付する独自事業として、10万円分 （＋5万円分）のギフトに変更 【別紙2 変更③】

2 「伴走型相談支援事業」変更点

	項 目	現行制度（令和5・6年度）	改正後（令和7年度～）
国 の 名 称		伴走型相談支援事業	妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）
根 拠		「出産・子育て応援交付金」（国の補助事業）	児童福祉法 第6条の3第22（法改正）
面接・アンケートの 実施内容		4回実施 ① スマイルママ面接（妊娠届出時） ② 妊娠後期アンケート ③ こんにちは赤ちゃん訪問 ④ ファーストバースデーアンケート	同 左（変更なし）

「子ども・子育て支援法」改正による「あだち出産・子育て応援事業スキーム」について

別紙2

